事業事前評価表（開発調査）

作成日：平成　20 年　2 月　25 日

担当グループ：経済開発部　第二グループ

１．案件名
ベトナム国省エネルギー促進マスタープラン調査
２．協力概要

（１） 事業の目的

ア.　「2006－2015 年におけるエネルギー効率及び省エネルギーに関する国家目標プログラム（The National Target Program on Energy Efficiency and Conservation for the Period 2006-2015)」を促進させるためのロードマップ及びアクションプランを策定する。

イ.　商工省（MOIT: Ministry of Industry and Trade）が策定を計画している「省エネルギーマスタープラン（Master Plan on Energy Efficiency and Conservation)」（以下、「省エネマスタープラン」）にかかる支援を実施する。

ウ.　本調査の実施を通じて、MOIT 及び関連機関の関係者の計画策定及び実施能力の強化を図る。

（２）調査期間

2008 年 6 月　～　2009 年 12 月

（３）総調査費用

約 2.5 億円

（４）協力相手先機関

商工省　科学技術局　省エネルギー室
Ministry of Industry and Trade (MOIT)
Department of Science and Technology (DOST)
Energy Efficiency and Conservation Office (EE&C of MOIT)

（５）計画の対象（対象分野、対象規模等）

対象分野：産業及び商業部門
対象地域：ベトナム国全土

３．協力の必要性・位置付け

（１）現状及び問題点

ベトナム国（以下、「ベ」国）は、2003 年 9 月に「エネルギーの効率的利用及び省エネルギーに関する政府議定書（以下、「省エネ議定書」)」(Government Decree No.102 on Energy Efficiency and Conservation)を制定し、引き続き 2004 年 7 月に工業省(MOI)（当時）は、同議定書を実施するためガイダンス(MOI’s Circular on Guidance for Implementation of the Government Decree on Energy Efficiency and Conservation)を作成し、2006 年 4 月には「2006-2015 年におけるエネルギー効率及び省エネルギーに関する国家目標プログラム」（以下、「省エネ国家目標プログラム」）(The National Targeted Program on Energy Efficiency and Conservation for the Period 2006-2015)を作成し、首相の承認を得て施行された。

しかし、上述のような省エネルギー（以下、省エネ）促進策が制定されてはいるものの、体系的かつ包括的なものではないため実効性に乏しく、「ベ」国における省エネは、これま

で十分促進されてきたとは言い難い状況にある。
　このような背景の下、「ベ」国政府は省エネ分野の最先進国である我が国に対し、効果的な省エネ政策を推進するための協力を要請した。

（２）相手国政府国家政策上の位置づけ
　本調査は「ベ」国が制定した「省エネ国家目標プログラム」を促進させる具体的な方策の策定を目的として位置づけられている。また同プログラムは、「省エネ議定書」に基づき実施されている。

（３）他国機関の関連事業との整合性
　UNDP 及び GEF(Global Environment Facility)が、科学技術省（MOST: Ministry of Science and Technology）と共に、中小企業を対象としたプロジェクト(PECSME: Promoting Energy Conservation in Small and Medium Scale Enterprises)を実施している。
　また、世界銀行が、ベトナム電力公社(EVN: Vietnam Electricity)への支援を通じて、白熱電灯から CFL(Compact Fluorescent Lamp)等への変更、及び時間別電力料金制度の導入等の支援を実施している。
　上記は試行的かつ限定的な取組みであるが、本調査は、「ベ」国が国家的プログラムとして取り組んでいる「省エネ国家目標プログラム」の促進を支援するものであり、整合性において問題はない。

（４）我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ
　我が国の「新・国家エネルギー戦略」においては、「アジア・省エネルギー・プログラム」に基づき、省エネ普及協力、支援を実施するとなっている。
　また本調査は、JICA の「ベ」国国別事業実施計画における「電力システム効率化プログラム」の中に位置し、省エネ促進によるエネルギー需要の伸びの減少に伴い、エネルギー効率化を図る重要な位置づけにある。

４．協力の枠組み

（１）調査項目
　ア．省エネ促進に必要となる情報の収集、阻害要因、要改善項目の整理
　　（ア） 社会経済状況、エネルギー需給状況、省エネに対する意識
　　（イ） 過去に実施された関連プロジェクト
　　（ウ） 現場レベルにおける省エネ取組み状況
　　（エ） 「省エネ国家目標プログラム」全般の活動状況
　　（オ） 「ベ」国及び日本、他国における省エネ関連政策、法制度
　　（カ） 「ベ」国及び日本、他国におけるエネルギー使用量等の情報収集メカニズム
　　（キ） 中央及び地方政府レベルにおける省エネ促進実施体制
　イ．「省エネ国家目標プログラム」のロードマップ及びアクションプランの策定
　　（ア） エネルギー使用量等の情報収集メカニズムの策定、及び省エネデータベースシステムの構築
　　（イ） 省エネ促進政策、及び法制度にかかる改善案の策定
　　（ウ） MOIT 傘下の既存大学、専門学校等を活用した「エネルギー管理者育成センター」設立及び人材育成計画（案）の策定
　　（エ） 各地域における「省エネセンター」の役割、責任範囲等、効果的な省エネ促進体制（案）の策定
　　（オ） 「省エネ国家目標プログラム」のロードマップ及び上記イ.（ア）～（エ）を中心としたアクションプランの策定
　ウ．「省エネマスタープラン」策定への支援
　エ．MOIT 及び関連機関の関係者の計画策定及び実施能力の強化

オ．省エネに対する意識向上への支援

（２） アウトプット（成果）
ア．　「省エネ国家目標プログラム」を促進させるためのロードマップ及びアクションプランの策定
イ．　「省エネマスタープラン」策定への支援
ウ．　共同作業を通じての C/P の能力強化

（３）インプット（投入）：以下の投入による調査の実施
ア．コンサルタント
（ア）　総括／省エネルギー政策
（イ）　省エネルギー普及促進計画
（ウ）　省エネルギー普及促進制度（エネルギー管理報告メカニズム）
（エ）　省エネルギー普及促進制度（エネルギー管理者資格制度）
（オ）　省エネルギー普及促進制度（法制度）
（カ）　省エネルギー普及促進制度（人材育成計画）
（キ）　省エネルギー普及促進制度（普及促進組織体制）
（ク）　経済財務分析
（ケ）　エネルギー管理技術（産業・熱）
（コ）　エネルギー管理技術（産業・電気）
（サ）　エネルギー管理技術（商業施設）
イ．その他
研修員受入れ 4 名

５．協力終了後に達成が期待される目標

（１）提案計画の活用目標
ア．「ベ」国において、本調査により提言されたアクションプランが実施され、同国において省エネ施策が進展する体制が整う。
イ．本調査により策定された提言内容が、実施機関である MOIT 等関係機関にて実施され、また、各分野における省エネ活動が積極的に促進される。

（２）活用による達成目標
ア．「ベ」国のエネルギー資源が効率的に利用され、国民生活及び産業育成に必要なエネルギーが持続的に供給される。

６．外部要因

（１）協力相手国内の事情
ア．政策的要因：開発政策の変更による提案事業の優先度の低下等
イ．行政的要因：行政機関間の調整の不備等
ウ．経済的要因：「ベ」国内外の経済状況の悪化等

（２）関連プロジェクトの遅れ
特に該当なし。

７．貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）

省エネ普及促進手段の一つであるエネルギー価格制度の改善に伴う急激なエネルギー価

格の高騰は、低所得者層への影響が大きいため、それに対する十分な配慮が必要になる。 　また、本件は省エネ政策・制度の普及促進計画を策定するプロジェクトであるため、環境への大きな負の影響はほとんどないと考えられる。
８．過去の類似案件からの教訓の活用（注）
「ベ」国は省エネに対する意識がこれまで高い状態にはなかったため、これまでの我が国における省エネ対策のための知見及び技術を移転するのみならず、省エネ政策の実現能力、及び「ベ」国国民の省エネに対する意識を向上させ、省エネ普及促進の重要性を根付かせることが重要である。
９．今後の評価計画
（１）事後評価に用いる指標 　ア．活用の進捗度 　　調査により策定された提言内容の国家政策としての採用に向けた進捗状況 　イ．活用による達成目標の指標 　　策定された提言内容の「ベ」国の省エネ政策、制度への反映状況とその実現の状況 （２）上記ア及びイを評価する方法および時期 　ア．フォローアップによる進捗確認（適宜）

（注）調査にあたっての配慮事項